

GIS: Geographic Information System

法定・法定外公共物譲与申請業務

法定外譲与申請業務の概要

「地方分権推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が、平成 11 年 7 月に成立し、長年の懸念でありました地方分権の推進に向けて大きく前進し、名実共に地方自治の時代が到来したと言えます。

これは、従来、法定外公共物は国の公共用財産でありながら、事実上の機能管理は市町村が行い、これに伴う管理経費、管理責任も市町村が負うなどの永年の問題点を解消する為、公共団体の要請を踏まえて出来た制度であります。

その結果、市町村にとっては、今後、法定外公共物の所有権を取得し、財産の管理権が明確となるほか、住民の要請に沿って、里路・水路を適切に維持、管理することが可能となり、そのメリットは大きいものと考えられます。

[基本方針]

いわゆる法定外公共物のうち、里路、水路(溜池、湖沼を含む)として、現に公共の用に供しているもの(機能を有しているもの)で、その地盤が国有財産となっているものについては、その財産を市町村に譲与し、機能管理、財産管理とも自治事務とする。

譲与手続きを完了する期間は、原則として地方分権一括方の施工の日(平成 12 年 4 月 1 日)から 5 年以内(平成 17 年 3 月 31 日まで)とする。

1 法定外公共物とは？

法定外公共物とは、道路法、河川法、下水道法等の公物管理法の適用又は、準用されないもので、認定外道路・通路、水路・沼や溜池等として公共の用供されているものです。

里道

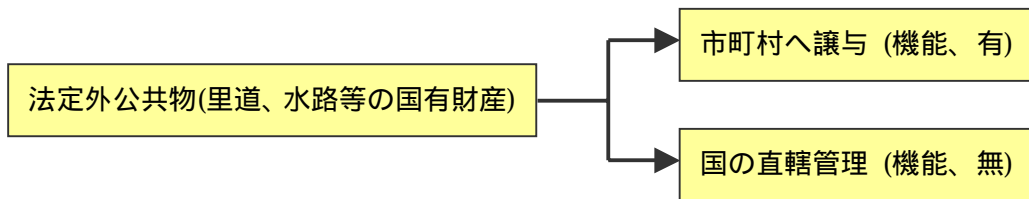


水路



2 地方分権推進計画による譲与(無償譲渡)

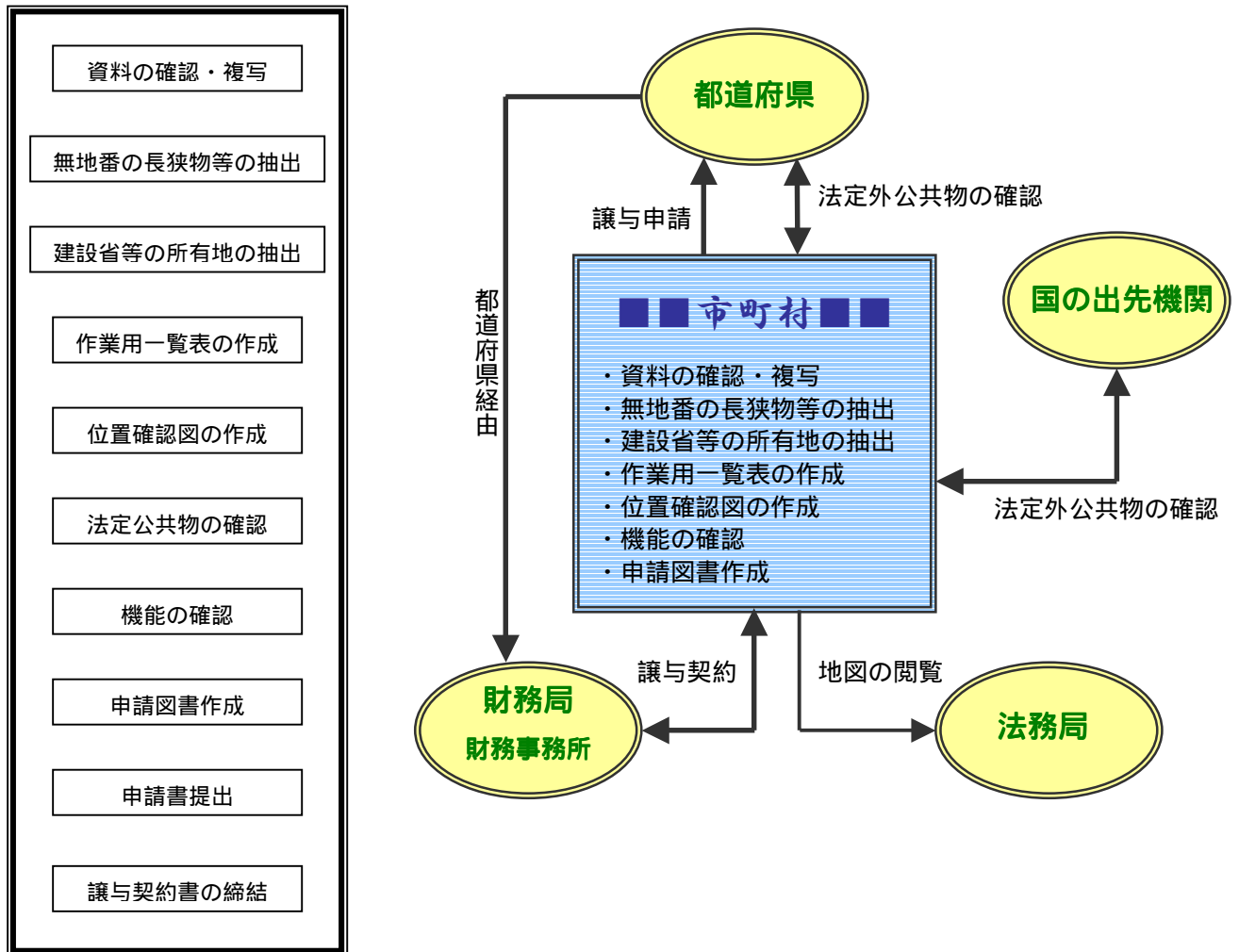
地方分権推進計画に基づく「地方分権推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(地方分権一括法)が、平成12年4月1日に施工され、里道・水路の法定外公共物のうち、機能を有しているものについては、市町村への譲与(無償譲渡)出来ることになりました。



**譲与手続きは、
平成12年4月1日～平成17年3月31日…5年間**

3

市町村における譲与手続き



上記フローにのっとり、スムーズに作業を進める必要があります。

譲与申請における当社業務方針

法定・法定外公共物譲与申請における成果品は膨大なものとなり、従来の手作業では資料の管理及び、作業においてかなりの苦勞が予想されます。

よって、弊社は、法定・法定外公共物譲与申請の作業工程に**コンピューターによる数値処理**を取り

入れ、**作業の効率化・高度化・簡便化を図ります！**

4

数値処理の利点

- ・ 膨大な「特定図面類(公図・十七条地図等)」をパソコンに取り込むことでコンパクトに整理することが出来ます。
- ・ 譲与申請データとして「特定図面」ごとに、各申請データを同時入力出来る為、申請のダブリが無く、ミス防止につながります。
- ・ データ化することによって、申請別・申請単位別に成果品を出力することが出来ます。
- ・ 当社では譲与申請システムを利用しますので、特定図面はインクジェットによる出力を行いません。その為、均一のとれた品質の成果品をご提出致します。

しかし、何より**最大のメリット**は、

申請業務上で作成したデータを、譲渡後の公共物管理に活用することが出来、**財産管理への運用が手スムーズ**に行なえることであると弊社は考えます！

5

弊社における申請業務スタイルのご紹介

1. 資料の複写・確認



2. 図面の作成・編集

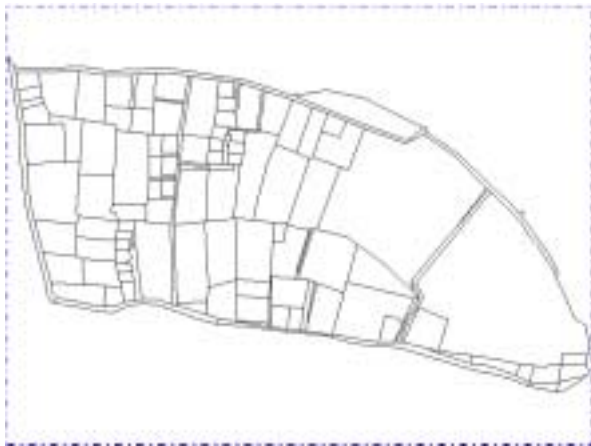
- (1) 図面読込 & 正規化(補正)作業
- (2) 土地のトレース(ベクタデータ作成)作業



ラスターデータ



ベクタデータ



公図の場合



十七条地図の場合



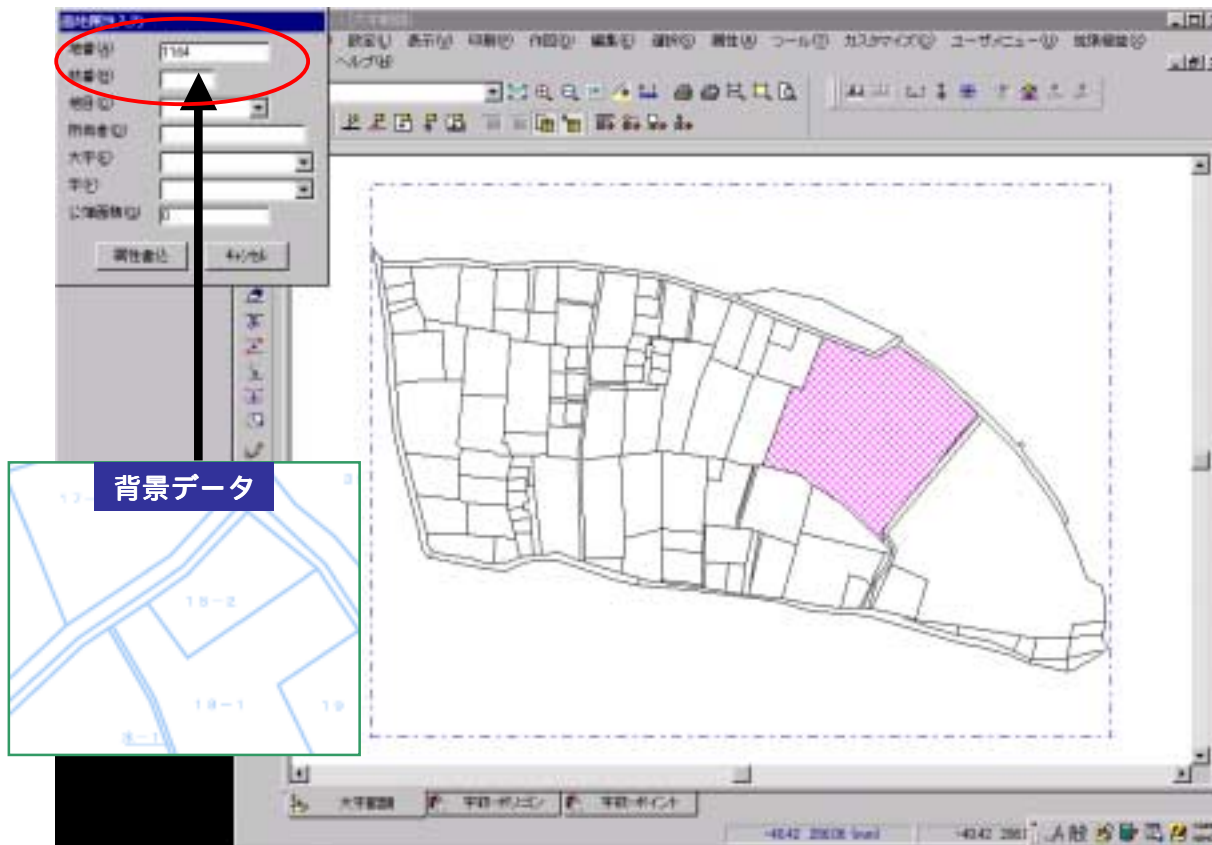
3. 法定外譲与申請システムの専用メニュー

*****ガイドラインの流れに沿って、特定図面・申請書等の出力まで進めます。*****

ファイル	新規データ作成・既存ファイルの読み込み・保存
テープ作成	地目・大字・字他・各データベースの作成・編集
境界	土地境界の作図・編集、ポリゴン生成、基本属性入力
法定外・法定公共物	無地番、特定所有者の土地の詳細属性を入力・修正
マーク配置等	申請書に必要な法定外公共物の起点終点を配置、ポリゴン分割
出力等	作業用一覧表、申請書類、図面を出力
表示設定	画面上の表示・描画の設定
全終了	



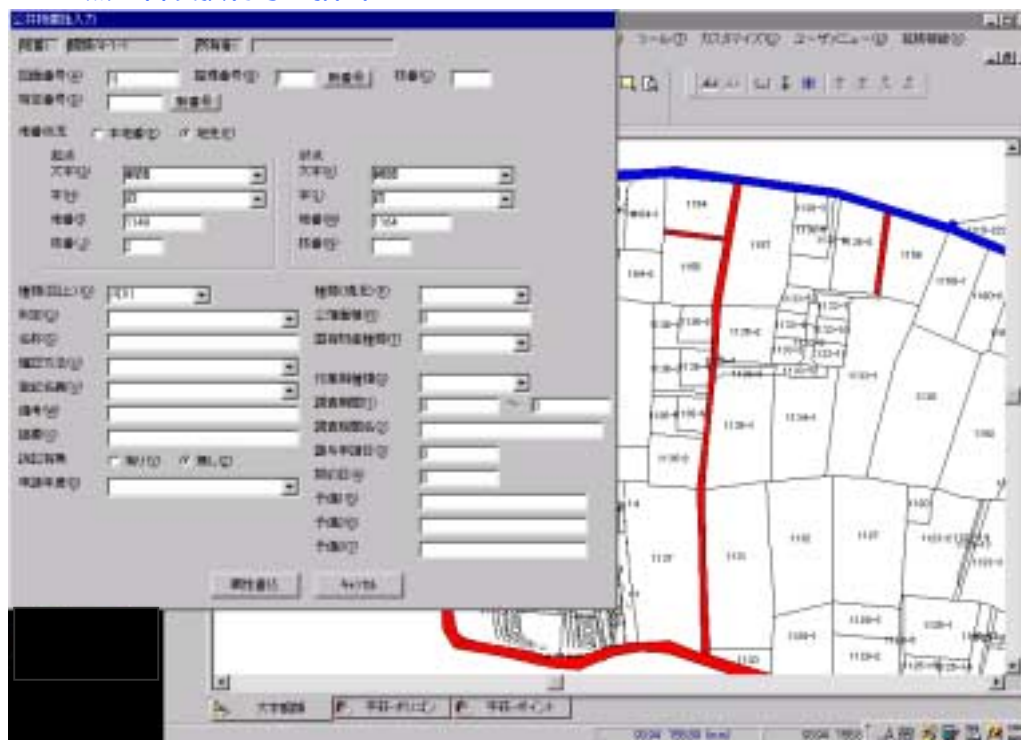
4. 土地属性(地番、所有者)の入力



背景に表示したラスターデータを参照しながら、土地の地番入力を行ないます。



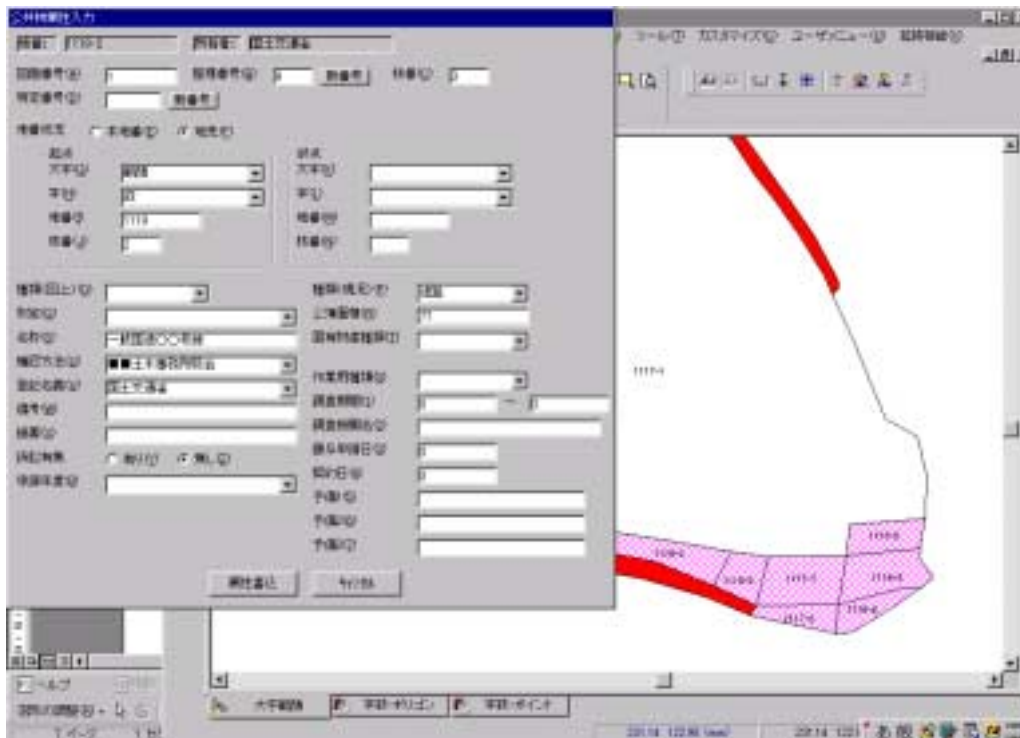
5. 無地番長狭物等の抽出



作成した画地データから、無地番の長狭物を検索・抽出し、図面上での種類(道路・河川)情報を与えます。それらの情報を与えることで、無地番長狭物が自動的に着色されます。

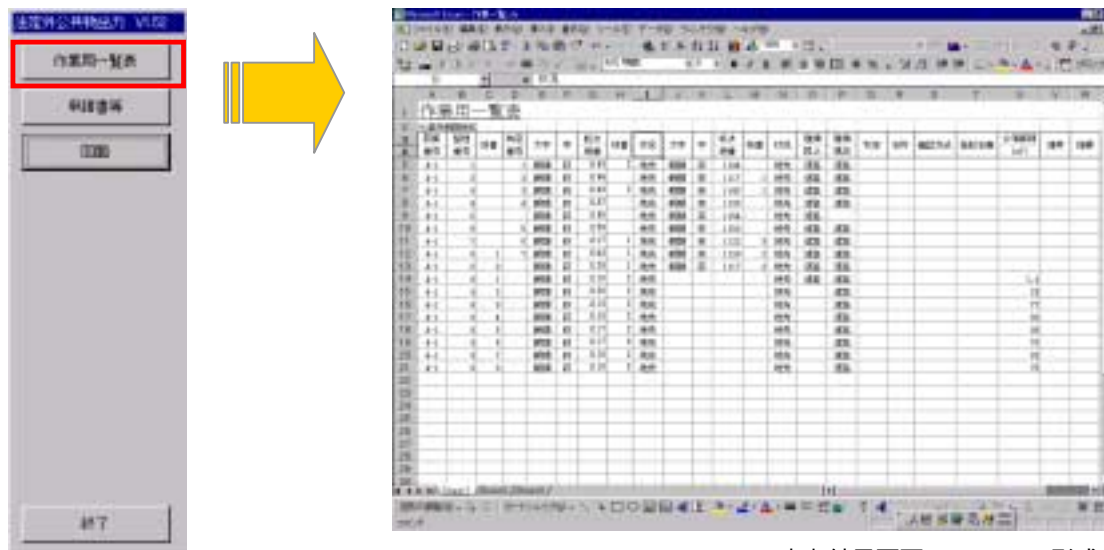
4の段階で、地番を与えておりますので、図面上には地番が表示されています。

6. 国土交通省等の所有地の抽出



固定資産課税台帳、土地名寄帳等を利用して、建設省・内務省等の名義となっている土地を抽出し、整理番号と登記名義の入力を行ないます。
この時点で県・市町村・公団等の登記名義を記入しておくことで、法定公共物の位置を確認する時の参考とします。

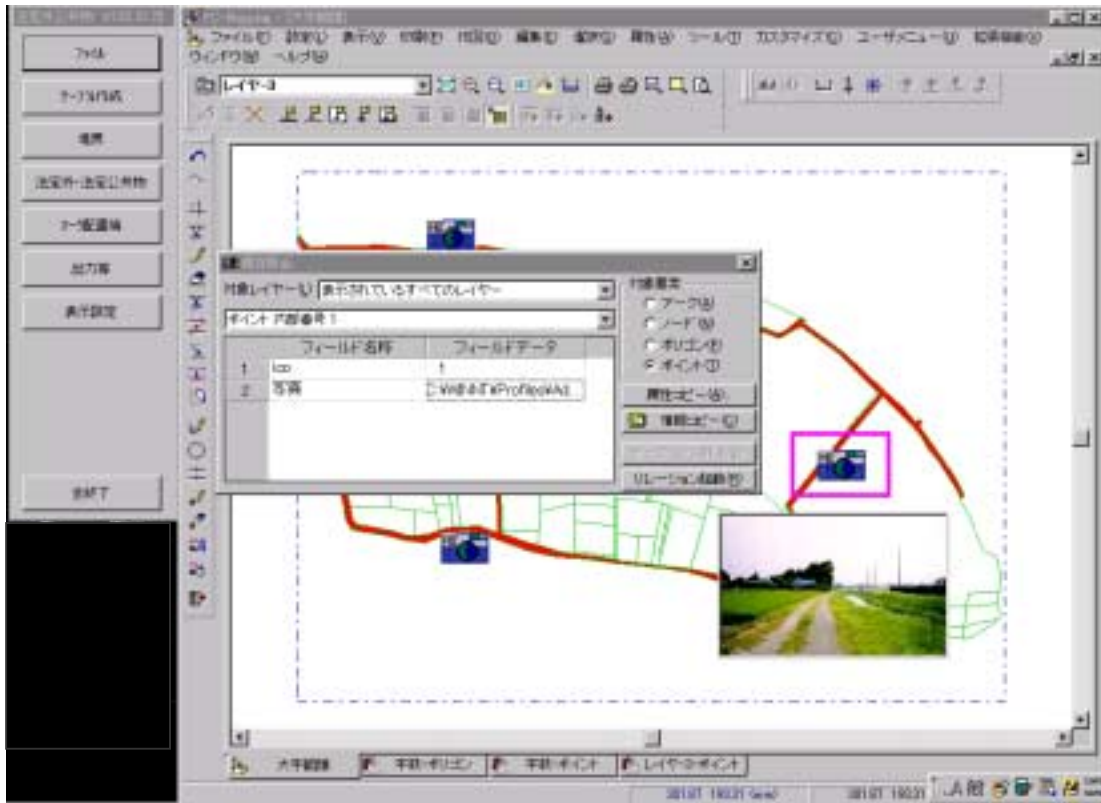
7. 作業用一覧表の作成



出力結果画面：MS-Excel 形式

無地番の長狭物・国土交通省等の所有地の抽出で、整理番号を付与した所有地について、作業用一覧表を作成します。画地の属性データとして入力したデータを、そのまま該当するデータのみ抽出し作業用一覧表へ転記します。

10. 機能の確認



*9 抽出した法定公共物に係るもの意外について、現地調査・関係機関からの聞き取り調査により現況の有無の確認を行います。現地調査では、デジカメで撮影した現況写真を地図とリンクさせ、パソコン上で現地の報告をさせていただきます。
その上で、譲与対象となるものについては、作業用図面へ着色を行い、データの追加・修正を行います。

11. 申請図書の作成

作業用一覧表・作業用図面から譲与対象となる財産を整理し、国有財産一覧表及び、国有財産特定図面を作成します。また、申請書類は、「特別借置法」「道路法 90 条」「道路法 94 条」「下水道 36 条」、その他「契約書」「引継通知書」を作成することが出来ます。



従来、紙やマイラー原図で管理されております**公図・十七条地図**自体をシステム上で処理することが省力化を図る**最善の手段**であり、**譲渡後の管理システム**又は、**地籍管理システム**へつながる上記に示しました作業形態で実施いたします！